

7. 業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善

(1) 取組方針

○会計監査人の会計監査及び監事による監査、内部監査が実効的に行われ、監査結果を業務運営に適切に反映するための体制を整備する。

【社会保険庁における取組】

< 課題 >

【日本年金機構における取組】

●内部監査の視点の変更

- 従来の指導に重点を置いた監査から、予告しない監査など緊張感のある監査を行うことを含め、不適切な業務処理の早期発見と是正を重視した監査実施方式への転換。
- 従来都道府県単位に置かれていた監察官について、本庁併任とした上で、ブロック単位に集約するとともに、それまで所属していた事務局の管轄以外の事務所等の監査を行う仕組みを導入。

●内部監査の質の向上

- 監査担当として、民間人材を登用し、民間的監査手法、監査の考え方を導入。

- ・ 監査体制の独立性
- ・ 指揮命令系統の一元化
- ・ 監査業務の厳格化・効率化
- ・ 民間の知見や外部監査を活用した監査手法等の確立

●監査体制の独立性、指揮命令系統の一元化

- 理事長と直結した監査部門を本部に設置し、機動的・効果的に内部監査を実施。内部統制の一環として、PDCAサイクルを確立。

●監査業務の厳格化・効率化

- 重点監査（リスクアプローチ）、システムを用いた監査（モニタリング）、抜き打ち監査等を実施し、また、民間人材の活用、民間手法の導入、監査マニュアルの作成や、監査結果の公表を適切に行い、内部監査の質の向上を図る。

●民間の知見、外部監査を活用した監査手法等の確立

- 内部統制、業務管理・リスク管理についての監視・評価を、外部監査も活用しつつ行う。
- 会計監査のみならず、業務についても、適切なテーマを設定して、監査法人や専門家等による外部監査を実施。
- システム監査及び情報セキュリティ監査の実施により、システムの信頼性・安全性・効率性の確保を図る。
- 監査結果（指摘事項）について、定期的に理事会に報告するとともに的確に業務改善に繋げるよう、指摘事項のフォローアップを実施。

(2) 業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善の仕組み

- 監事の職務を補佐する**監事室**を設置し、監事による適正で効果的な監査を実施
- **理事長直属の監査部門**を設置し、監査規程、監査計画及び監査マニュアルを策定するとともに、外部監査を活用しつつ効果的な監査を実施
- 監査結果を踏まえ、**業務運営及び内部統制の改善を確実に実施**
- **監事及び監査部は、定期的に意見・情報交換を行い、相互に連携**

